

新しい住所に住み始めた日から 14日以内 に新住所地の市区町村に転入届をしてください。

◎ 正当な理由がなく、14日以内に届出しなときは、法律に基づき5万円以下の過料に処せられる場合があります。

1. 転入届には、次のものがが必要です。詳細は新住所地の市区町村にご確認ください。
 - ・転出証明書(ただし、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを使って転出届をしたときは、転出証明書は発行されません。)
 - ・マイナンバーカード又は住民基本台帳カード
 - ・本人確認書類 ※1 (なお、代理人が手続きをするときは、委任状が必要です。)
2. 転出先を変更したときは、転入届の際に、新住所地の市区町村へ変更事項を申し出てください。(転出証明書は、そのまま提出してください。)
3. 都合により転出を取りやめた場合は、必ず転出証明書をお持ちのうえ、転出の取消し手続きをしてください。
4. 下表の事項に当てはまる方は、名張市役所の各担当窓口で転出届に伴う手続きをしてください。

対象となる方		手続き方法等	担当[窓口番号]	新住所(国内)での手続き	
印鑑登録をしている方		転出(予定)日をもって失効します。	戸籍・住民登録室 〔②番B〕 TEL 63-7440	新住所地で手続きをしてください。	
マイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方 【海外に転出する場合】		マイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちください。		転入届時にマイナンバーカード又は住民基本台帳カードを提出してください。	
国民年金 【海外に転出する場合】	加入している方	資格喪失の手続きをしてください。 持ち物: 本人確認書類 ※1 (別世帯の代理人の方は委任状が必要)	保険年金室 〔③番〕 A~C 番号札をお取り ください	(国内での引越しの場合は、新住所地の市区町村へお問い合わせください。)	
	受給している方	最寄りの年金事務所にお問い合わせください。			
国民健康保険(国保)に加入している方		資格喪失の手続きをしてください。 持ち物: 健康保険証、本人確認書類※1、個人番号確認書類※2 (別世帯の代理人の方は委任状が必要)	国年TEL 63-2148 国保TEL 63-7445	転入と同時に加入手続きをして健康保険証の交付を受けてください。(すでにその市区町村で国保に加入している家族がいるときは、参考にその健康保険証もお持ちください。)	
	修学又は入所中の方	手続きが必要な場合があります。			手続きが不要な場合があります。
	産前産後の方	手続きが必要な場合があります。			新住所地の市区町村へお問い合わせください。
医療制度 後期高齢者	75歳以上のすべての方 65歳以上75歳未満で障害認定を受けている方	個人番号確認書類※2 をお持ちのうえ「後期高齢者医療被保険者証」の返還手続きをしてください。三重県外へ転出する場合は、「負担区分証明書」の交付を受けてください。障害認定を受けている方は、「障害認定証明書」の交付を受けてください。	保険年金室 〔③番D〕 TEL 63-7105	新住所地で健康保険証の交付を受けてください。新住所地が三重県外の場合は「負担区分証明書」をお持ちのうえ手続きをしてください。障害認定を受けている方は、併せて「障害認定証明書」をお持ちください。	
受けている方 福祉医療を	子ども医療費、一人親家庭等医療費、心身障害者医療費(65歳以上重度障害者を含む)の受給資格認定を受けている方	受給資格証の返還手続きをしてください。	保険年金室 〔③番D〕 TEL 63-7105	新住所地の助成制度をお問い合わせのうえ、速やかに手続きをしてください。	
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方(三重県外へ転出の場合)		それぞれの手帳や受給者証をお持ちのうえ、返還届を提出してください。	障害福祉室 〔④番〕 TEL 63-7591	新住所地の市区町村へ問い合わせのうえ、転入の手続きをしてください	
障害児福祉手当・特別障害者手当を受給している方		転出する旨を障害福祉室へお申し出ください。		新住所地で各福祉手当の住所変更の手続きをしてください。	

※1 本人確認書類 とは・・・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きのもの 1点
又は 健康保険証、年金手帳など 2点

※2 個人番号確認書類とは・・・ ①マイナンバーカード
②個人番号入りの住民票 ③個人番号の通知カード
(記載事項の変更のないものに限る) のいずれか

対象となる方		手続き方法等	担当[窓口番号]	新住所での手続き
介護保険	65歳以上の方	「介護保険被保険者証」を返還してください。要介護・要支援認定を受けていた方は、「受給資格証明書」の交付を受けてください。介護保険料の還付金が生じる場合がありますので、本人の金融機関の口座番号が分かるものをお持ちください。	介護・高齢支援室 [⑤番] TEL 63-7599	・新住所地の市区町村へ問い合わせ、転入日から14日以内に介護保険資格取得の手続きをしてください。 ・介護認定を受けていた方は、「受給資格証明書」をお持ちのうえ、介護保険資格取得と併せて認定申請の手続きをしてください。
	40歳以上65歳未満で、要介護・要支援認定を受けている方	「介護保険被保険者証」を返還してください。新住所地へ提出するための「受給資格証明書」の交付を受けてください。		
予防接種対象年齢の方		転出(予定)日をもって名張市発行の予診票は利用できません。 (手続きは必要ありません。)	健康・子育て支援室 [⑨番] TEL 63-6970	新住所地の市区町村へ問い合わせ、母子健康手帳をお持ちのうえ、新住所地の市区町村発行の予診票と交換してください。
4か月・10か月児健康診査を受ける方	転出日をもって名張市発行の受診票は利用できません。 (手続きは必要ありません。) 母子健康手帳はそのままお使いください。	新住所地の市区町村へ問い合わせ、母子健康手帳をお持ちのうえ、新住所地の市区町村発行の受診票と交換してください。妊婦一般健康診査・産婦健康診査・4か月・10か月児健康診査については三重県内は交換が不要ですが、手続きが必要な場合があります。		
妊娠中の方・産後の方 (妊婦一般健康診査を受けている方、産婦健康診査や新生児スクリーニング検査を受ける予定の方)		妊婦中の方または、令和4年4月1日以降に出生したお子様を養育している方		転出先の市区町村へ、申請等についてお問い合わせください。
児童手当を受給している方	受給事由消滅届を提出してください。	子ども家庭室 [⑪番] TEL 63-7594	新住所地の市区町村へ問い合わせ、転出予定日の翌日から15日以内に認定請求手続きをしてください。	
児童扶養手当を受給している方(所得制限等で一時的に受給ができない方を含む。)	本人確認書類※1をご持参のうえ、児童扶養手当転出届又は資格喪失届を提出してください。		引き続き受給要件のある方は、新住所地の市区町村へ問い合わせ、手続きをしてください。	
特別児童扶養手当を受給している方(所得制限等で一時的に受給できない方を含む。)	本人確認書類※1をご持参のうえ、特別児童扶養手当転出届を提出してください。		新住所地の市区町村へ問い合わせ、手続きをしてください。	
市立小・中学校に在学している児童・生徒のいる方	転出届の際に交付された「義務就学者異動通知書」を在学している学校に提出して「在学証明書」等を受け取ってください。	教育総務室 3階 TEL 63-7873	「在学証明書」等を持って新住所地の学校で転校手続きをしてください。	
原動機付自転車(125cc以下の二輪車)をお持ちの方	名張市のナンバープレートの返却(廃車手続)をしてください。持ち物:ナンバープレート、本人確認書類※1、標識交付証明書	課税室 [⑯番] TEL 63-7746	新住所地の市区町村で、ナンバープレートの交付を受けてください。	
お住まいだった家が空き家になる方	空き家の管理や利活用(賃貸や売却)の方法について、お決まりでない方やお悩みの方は、ご相談ください。【担当】住宅室 4階 [⑦番] TEL 63-7740			

※1 本人確認書類 とは・・・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きのもの 1点
又は 健康保険証、年金手帳など 2点

※2 個人番号確認書類とは・・・ ①マイナンバーカード
②個人番号入りの住民票 ③個人番号の通知カード
(記載事項の変更のないものに限る) のいずれか

忘れないで。名張のことも

あたらしいまちでも、名張の風景や味覚など、ときどき思い出してください



ふるさと納税
忘れられない名張の特産品をぜひ。



Instaglam
忘れられない名張の風景を四季折々に。